令和７年度内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務

公募型プロポーザル募集要領

１．事業の趣旨・目的

　内子町内の既存事業者及び起業・創業等を目指す者への支援により、事業者の成長や経営改善を促すことは、持続可能な地域づくりにつながるものと考える。その実現に向け、ヒアリング調査及び実際の伴走支援の実施を通じて、内子町における経営や事業承継の課題、支援の在り方の整理・把握をした上で、実施体制の構築を検討したい。また、その拠点として内子町歴史観光交流拠点（以下「施設」という。）が整備されたので、持続性や運営効果を高めるために必要な事業内容の検討・実証をする業務を委託するものである。

２．業務概要

　（１）事業名　　：内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務

　（２）業務内容　：別紙１「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務仕様書」のとおり

　（３）契約期間　：契約締結日から令和８年３月31日（火）まで

　（４）委託上限額：17,333,000円（消費税及び地方消費税を含む）

３．資格要件

　参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）過去に事業者への伴走支援業務など、類似の業務を受託した実績があること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する法人等でないこと。

　（３）役員（法人でない団体の代表又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。

　　　ア．破産者で復権を得ない者

　　　イ．禁固以上の刑に処さられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　　　ウ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

　（４）次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

　　　ア．商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等

　　　イ．民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

　　　ウ．会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。）

　　　エ．破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

　（５）国税及び地方税について滞納がないこと。

　（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。

４．企画提案書類等の提出及び作成

　（１）提出書類・部数

　　　ア．参加表明書一式

　　　　　①参加表明書（様式１）－１部

　　　　　②過去の業務実績（様式２）－1部

　　　　　③会社概要（パンフレット等）－１部

　　　　　④納税証明書（発効後3カ月以内のもの。写し可）－１部

　　　イ．企画提案書一式

　　　　　①企画提案提出書（様式３）－原本１部及び写し９部

　　　　　②企画提案書（様式任意）－原本１部及び写し９部

　　　　　②価格提案書（見積書・内訳書：任意様式）－１部

　（２）書類等の作成

　　　参加表明書及び企画提案書については、別紙２「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務参加表明書作成要領」、別紙３「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務企画提案書作成要領」に基づいて作成すること。様式等は内子町ホームページからダウンロード可能。

（<http://www.towm.uchiko.ehime.jp>）

　（３）提出方法

　　　　応募者は郵送または直接持参すること。ただし郵送の場合は簡易書留郵便等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限の日までに到着したものを有効とする。FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

　（４）提出期限

　　　・参加表明書　：　令和７年７月17日（木）午後５時まで（必着）

　　　・企画提案書　：　令和７年７月28日（月）午後５時まで（必着）

　（５）提出場所

　　　「12.問い合わせ」の宛先に郵送または持参。

　（６）その他

　　　ア．提出書類は返却しない。また、提出資料作成に係る費用及び提出に係る交通費等の費用については支給しない。

　　　イ．提案等の内容について、町が応募者に問い合わせを行った場合は速やかに町に対して回答すること。

　　　ウ．応募者が多数の場合は、参加表明書に基づいて審査を行い、対象者を５社程度選定する。

　　　エ．提案書は、一提案までとする（複数の企画提案は認めない）。

５．質疑応答

　（１）質問方法

　　　質問は、質問書（様式４）により電子メールで行うこと。

　　　メールの件名は「【参加事業者名】プロポーザル（事業者伴走支援体制構築）に関する質問」とすること。

　（２）質問受付締切

　　　令和７年７月10日（木）午後５時まで

　（３）回答方法

　　　令和７年７月14日（月）に町のホームページに提出された全質問の回答を掲載。ただし、質問をした事業者名は公表しない。

　（４）その他

　　　質問期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

６．評価方法等

　（１）評価の基準

別紙４「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務公募型プロポーザル評価基準」（以下、評価基準）のとおり。

（２）評価方法

　　　企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション等について、評価基準に基づいて外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

　（３）候補者の選定方法

　　　ア．失格者を除いた者の内、（２）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

　　　イ．総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

７．プレゼンテーション

　（１）実施日時・場所

・日時：令和７年７月31日（木）午後（予定）

・場所：内子町役場本庁舎３階第１会議室

※後日、各事業者へ電子メールで詳細をお知らせします。

　（２）出席者・実施者・実施方法

１事業者あたり３名以内とし、本業務を受託した際に担当予定の者が事前に提出した提案書に基づき説明すること。なお、必要に応じてパソコン等を持ち込み、プロジェクターに投影して説明することを可能とする。

　（３）実施時間

１事業者あたり20分以内とする。（その後、10～20分程度質疑応答）

　（４）貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品について

は、参加事業者の負担において用意すること。

８．選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また内子町ホームページに候補者の名称、総合点及び選定理由等を公表する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

９．契約手続き

　（１）契約交渉の相手方に選定された者と内子町の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、随意契約による委託契約を締結する。

　（２）契約代金の支払いについては、前金払い（10分の３以内）及び精算払いとする。

　（３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合、その理由を記載した辞退届（様式５）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１０．失格事項

　次のいずれかに該当する事業者は、審査の対象から除外する。

（１）資格要件を満たしていない場合

（２）提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

（３）提出された種類に虚偽の記載があった場合

（４）会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に陥った場合

（５）審査の公平性を害する行為があった場合

（６）募集要項に違反すると認められる場合

（７）その他不正な行為があった場合

１１．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 1.公募開始（町ＨＰの公開） | 令和７年７月４日（金） |
| 2.質問書の締切 | 令和７年７月10日（木）午後５時まで |
| 3.質問書に対する回答 | 令和７年７月14日（月）※町HPに掲載 |
| 4.参加表明書受付締切 | 令和７年７月17日（木）午後５時まで |
| 5.企画提案書類等受付締切 | 令和７年７月28日（月）午後５時まで |
| 6.プレゼンテーション | 令和７年７月31日（木） |
| 7.審査結果通知 | 令和７年８月１日（金） |
| 8.契約に向けた協議 | 令和７年８月１日（金）以降随時 |
| 9.契約締結 | 令和７年８月５日（火） |

※上記スケジュールは予定のため、日程については前後する場合があります。

※参加表明書受付終了時、応募者が多数だった場合は１次審査を追加する予定です。

１２．その他

　（１）本プロポーザル参加に要する費用は、応募者の負担とする。

　（２）内子町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

　（３）参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式４）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

　（４）提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則として認めないものとする。

　（５）必要に応じて、内子町から追加資料を求めることができる。

　（６）本プロポーザルにおいて、内子町の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わない。また、応募者が１者の場合であっても、本町の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定する。

　（７）本事業の契約が成立するまでの間において、選定された候補者が本要領に示された失格事項に該当することになった場合は、当該候補者と契約を締結しないものとする。

　（８）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

（９）この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び内子町の規則等の定めるところによる。

１３．問い合わせ先

　　　　〒791-3392 愛媛県喜多郡内子町内子1515番地　内子分庁舎２階

内子町　町並・地域振興課　歴史まちづくり係

ＴＥＬ：0893-44-2118

ＦＡＸ：0893-44-2157

E-mail：machinami-g@town.uchiko.ehime.jp

【別添】

別紙１「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務仕様書」

別紙２「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務参加表明書作成要領」

別紙３「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務企画提案書作成要領」

別紙４「内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務公募型プロポーザル評価基準」